

小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 年 月 日

小山町長

小山町規則第 号

小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小山町空き家等の適正管理に関する条例（平成●●年小山町条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第5条に規定する情報提供は、空き家等危険状態情報提供書（様式第1号）を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第3条 条例第7条第1項に規定する立入調査については、空き家等の所有者等の立会い又は承諾のもとに行うものとする。

2 条例第7条第2項に規定する身分を証明する書類は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(空き家等対策検討委員会の設置)

第4条 町長は、小山町空き家等対策検討委員会を設置し、必要な場合は意見を求めるものとする。

(助言又は指導)

第5条 条例第8条の規定による助言又は指導は、助言又は改善指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 条例第9条の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(支援)

第7条 条例第10条に規定する支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 空き家等の適正な管理に必要な相談及び情報の提供
- (2) 危険な空き家等を解体及び撤去するための補助金の付与
- (3) その他町長が認める必要な支援

(寄附の申出)

第8条 条例第11条に規定する寄附の申出をしようとする者は、別に定める小山町空き家等の適正管理に関する寄附申出等取扱要綱により行うものとする。

(命令)

第9条 条例第12条の規定による命令は、空き家等の措置命令書(様式第5号)により行うものとする。

(公表)

第10条 町長は、条例第13条第1項の規定による公表をする前に、当該公表に係る所有者等に空き家等の公表に関する通知書(様式第6号)により通知するものとする。

2 条例第13条第2項に規定する所有者等の意見を述べる機会については、前項の通知書に示された期日までに、公表に関する意見書(様式第7号)により行うものとする。

3 公表は、次によるものとする。

(1) 広報おやま

(2) 小山町ホームページ

(3) その他町長が必要と認めるもの

(戒告)

第11条 行政代執行法(昭和23年法律第43号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第8号)により行うものとする。

(代執行令書)

第12条 法第3条第2項に規定する代執行令書の様式は、代執行令書(様式第9号)とする。

(執行責任者の証票)

第13条 法第4条の規定による執行責任者を示す証票は、執行責任者証(様式第10号)とする。

(徴収告知)

第14条 町長は、代執行を受けた者に対し、代執行に要した費用の徴収告知について、代執行の完了した日から20日以内に納付額告知書(様式第11号)により通知するものとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

空き家等危険状態情報提供書

年 月 日

小山町長 様

提供者 住 所

氏 名

印

電話番号

危険な状態の空き家等について、次のとおり情報提供します。

空 き 家 等 の 所 有 者	住 所	
	氏 名	
空 き 家 等 の 所 在 地		
空き家の建築年・ 構造及び規模 (わからないときは 記入不要)	建築年	年
	構造	造 階建て
	床面積	床面積 約 m ²
危険な状態の説明		

※写真添付

様式第2号（第3条関係）

(表) 契印

第 号	立入調査員証	
写真添付欄	次の者は、空き家等の立入調査に従事する職員である。	
	契印	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	年 月 日発行	
		小山町長 氏 名 印

55 mm

90 mm

(裏)

注意

- 1 本証は、空き家等の調査を実施する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から2年とする。
- 5 本証の有効期間が満了したときは、その日から10日以内に、本証を町長に返還しなければならない。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

助言又は改善指導書

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、小山町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正管理がなされていないので、同条例第8条の規定により管理方法の改善について次のとおり助言・指導します。措置を済まされたときは、下記担当まで御一報くださるようお願いします。なお、既に措置を済まされている場合は、御容赦願います。

1	空き家等の所在地		
2	空き家等の構造・規模	構造	造 階建て
		規模	床面積 約 m ²
3	改善期限	年 月 日	
4	空き家等の状況及び 該当する不適切な 管理状態		
5	助言・指導事項		

担当：

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

勸 告 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、小山町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正管理がなされていないので、同条例第9条の規定により管理方法の改善について次のとおり勧告します。措置を済まされたときは、下記担当まで御一報くださるようお願いします。なお、既に措置を済まされている場合は、御容赦願います。

1	空き家等の所在地		
2	空き家等の構造・規模	構 造	造 階建て
		規 模	床面積 約 m ²
3	改 善 期 限	年 月 日	
4	空き家等の状況及び 該当する不適切な 管 理 状 態		
5	勸 告 事 項		

担当：

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

空 き 家 等 の 措 置 命 令 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、 年 月 日付け 第
●●号で空き家等の管理方法の改善を図るよう勧告しましたが、いまだに改善が行われて
いないので、小山町空き家等の適正管理に関する条例第12条の規定に基づき、 年
●●月 日までに次の措置を講ずるよう命ずる。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模 構造： 造 階建て
規模： 床面積 約 m²
- 3 空き家等の状況及び該当する不適切な管理状態
- 4 命ずる措置

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小山町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

空き家等の公表に関する通知書

あなたが所有（管理）する次の空き家等は、小山町空き家等の適正管理に関する条例第4条に規定する適正管理がなされていないので、同条例第12条の規定により管理方法の改善について 年 月 日付け 第 号で命令しましたが、改善措置がされていません。

については、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり公表しますので通知します。

なお、この公表について意見がありましたら、 年 月 日までに公表に関する意見書（様式第7号）を提出してください。

1	所有者等氏名		
2	所有者等住所		
3	空き家等の所在地		
4	空き家等の構造・規模	構造	造 階建て
		規模	床面積 約 m ²
5	命令の内容		
6	その他		

様式第7号（第10条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

小山町長 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

空き家等の公表に関する通知について、次のとおり意見書を提出します。

1	空き家等の所在地	
2	公表通知のあった日	年 月 日
3	意 見	

様

小山町長 氏 名 印

戒 告 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、 年 月 日付け 第
●号で、 年 月 日までに空き家の管理方法の改善その他必要な措置を講ず
るよう命じましたが、いまだその措置が履行されていません。

については、 年 月 日までに必ず措置を講ずるよう、行政代執行法（昭和23
年法律第43号）第3条第1項の規定により戒告します。

なお、この指定期限までに措置を講じないときは、同法第2条の規定により代執行を行
い、これに要した費用をあなたから徴収します。

- 1 空き家等の所在地
- 2 空き家等の構造・規模

構造： 造 階建て

規模： 床面積 約 m²

- 3 命ずる措置

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小山町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

小山町長 氏 名 印

代 執 行 令 書

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、命ぜられた措置を履行するよう戒告しましたが、指定期限までにその措置が履行されておられませんので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、下記のとおり代執行を行います。

記

1 空き家等の所在地

2 空き家等の構造・規模

構造： 造 階建て

規模： 床面積 約 m²

3 代執行期日

年 月 日

4 代執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額

円

教示

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、小山町長に対して異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）
- 2 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小山町を被告として（訴訟において小山町を代表する者は小山町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第10号（第13条関係）

(表)

契印

第 号	執行責任者証	
写真添付欄	契印	次の者は、空き家等の代執行に従事する執行責任者
		である。
	所 属	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	年 月 日発行	
		小山町長 氏 名 印

55 mm

90 mm

(裏)

代執行場所
被代執行者の住所
被代執行者の氏名
代執行令書の番号

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

小山町長 氏 名 印

納付額告知書

年 月 日付け 第 号で通知したとおり代執行を行いましたので、これに要した経費を小山町空き家等の適正管理に関する条例施行規則第14条の規定に基づき通知します。別紙納入通知書により、納入期限までに納入してください。

記

1 代執行の内容

(1) 実施年月日

(2) 実施内容

(3) 実施場所

2 代執行費用 円

3 納入期限 年 月 日

※ 納期限までに納付できない事情があるときは、必ず下記担当まで御連絡ください。

担当：